

介護福祉士修学資金

養成校卒業後の各種手続きに関する手引き

介護福祉士修学資金は、みなさんが養成校に在学している間、貸付していたもの**貸付金**ですから、卒業時点には奈良県社会福祉協議会に債務（借金）があることとなります。

卒業後、奈良県内の福祉施設などで引き続き5年間介護業務に就き、随時必要な書類を提出することによってはじめて**返還免除**を受けることができます。

返還免除のすべての手続きが完了するまで、この手引きにそって必要な各種手続き（申請・届出等）を期日までにあなたが責任を持って行ってください。行わない場合は**返還**を求められることとなりますので、ご注意ください。

- ◆ 転退職・転居・改姓等、手続きについて不明なことがあれば、自己判断せず本会へお問い合わせください。
- ◆ 様式は、コピーして使用してください。また、本会ホームページからダウンロードして使用することもできます。
- ◆ 貸付要綱、貸付細則は、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。今後改正が生じた場合は、ホームページにて随時案内しますのでご確認ください。

【書類提出先・問い合わせ先】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内

TEL 0744-29-0100(代) ホームページ <https://nara-shakyo.jp/>

この手引きは、返還免除又は返還完了になるまで必ず大切に保管してください。

修学生番号		氏名	
-------	--	----	--

令和5年12月

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

目 次

1. 返還免除の要件	1
2. 卒業後の手続きの流れ	2
3. 必要な提出書類及び期限	3
4. 返還猶予や返還免除を受けることができる返還免除対象業務一覧	6

【様式集】

○修学資金返還猶予申請書（第9号様式）	9
○業務従事届（第10号様式）	10
○資格登録届（第16号様式）	11
○業務従事期間証明書（第11号様式）	12
○業務従事先変更届（第13号様式）	13
○氏名等変更届（第12号様式）	14
○修学資金返還免除申請書（第8号様式）	15

「貸付事業事務センター」を開設しました

事務の迅速化、利便性の向上を目的に令和5年2月に開設。提出を依頼するご案内をはじめ、問い合わせ、受付はこちらで行います。

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 貸付事業事務センター

〒634-0006 橿原市新賀町237-1 フクダ不動産八木ビル6階

TEL 050-2018-0355 (平日9:00~17:00)

1. 返還免除の要件

介護福祉士修学資金は、次の要件を満たし、必要書類を提出することにより返還免除を受けることができます。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護福祉士として、奈良県内の返還免除対象業務に従事

返還免除対象業務とは

・介護福祉士として、奈良県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める職種または当該施設の長の業務をいう。

たとえば・・・

- (例) ・奈良県内の特別養護老人ホームで介護職員として勤務する。
・奈良県内の老人デイサービスセンターの介護職員として勤務する。
・奈良県内の指定居宅サービスの訪問介護員として勤務する。

- (2) 介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間引き続き介護福祉士業務に従事

2. 卒業後の手続きの流れ

1. 養成校を卒業

2-1. 奈良県内の介護の事業所などへ就職、
返還免除対象業務に従事

2-2.
返還免除対象業務
に従事
(2年目以降)

2-3. 他の事業所へ転職

2-4. 勤務先を退職

2-5. 改姓又は転居

2-6. 産休、育休又は休職

3. 引き続き5年間従事

返 還 免 除

3. 必要な提出書類及び期限

1. 養成校を卒業

内 容	卒業の報告
提出期限	養成校から卒業後提出
提出の流れ	養成校 ⇒ 本会
提出書類	1. 卒業届（第15号様式）

2-1. 介護の事業所などへ就職、介護福祉士業務に従事【1年目】

内 容	返還猶予申請及び就職・介護福祉士登録の報告
提出期限	資格登録証が届いたら1月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事届（第10号様式） 3. 資格登録届（第16号様式） 4. 資格登録証のコピー

2-2. 介護福祉士業務に従事【2年目以降】

内 容	介護福祉士業務に従事した報告
提出期限	毎年4月30日
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	前年4月から3月まで介護福祉士業務に従事した報告です。

2-3. 他の事業所へ転職

内 容	勤務先を変更した報告
提出期限	転職後 1 ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 業務従事先変更届（第13号様式） 2. 転職前に勤務していた法人の業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	貸付金を返還免除されるには、 <u>引き続き5年間従事することが条件である</u> ため、転職までに期間が空いた場合は貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

2-4. 勤務先を退職

内 容	勤務先を退職した報告並びに貸付金の一部返還免除申請及び返還
提出期限	退職後、速やかに <u>本会へご連絡ください。</u>
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	【2年以上従事した場合】 1. 業務従事期間証明書（第11号様式） 2. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 3. 本会が指定する書類 【2年未満従事した場合】 1. 本会が指定する書類
注意事項	2年以上従事した：貸付金の一部返還免除と残額の返還 2年未満従事した：貸付金全額返還

2-5. 改姓又は転居

内 容	氏名又は住所が変わった報告
提出期限	変更後1ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 氏名等変更届（第12号様式） 2. 変更内容が確認できる公的書類（住民票等）
注意事項	・ 変更内容が確認できる書類を必ず添付してください。 ・ 氏名、住所は、貸付金の返還が免除されるまで、本会が様々な書類を送付する際に必要な情報ですので、必ず提出してください。

2-6. 産休、育休又は休職

内 容	介護福祉士業務を中断する申請
提出期限	産休等開始後、速やかに <u>本会へご連絡ください。</u>
提出の流れ	本会 ⇒ 修学生 ⇒ 本会
提出書類	1. 修学資金返還猶予申請書（第9号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式） 3. 本会が指定する書類
注意事項	介護福祉士業務に従事していない間は、5年の返還免除対象業務に従事した期間にカウントされません。

3. 引き続き5年間従事

内 容	介護福祉士業務に従事した報告及び返還免除申請
提出期限	5年間従事後1ヶ月以内
提出の流れ	修学生 ⇒ 本会（貸付事業事務センター）
提出書類	1. 修学資金返還免除申請書（第8号様式） 2. 業務従事期間証明書（第11号様式）
注意事項	返還が自動的に免除されません。返還免除申請が必要です。

返還猶予や返還免除を受けられることができる返還免除対象業務一覧

- ◆ 返還猶予や返還免除を受けられることができる業務等について、根拠となる以下の通知を一覧表にまとめました。

- (1) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
- (2) 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
2-1(2)	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等である者
	地域活動支援センターを行う事業所	
	障害者支援施設	
2-1(3)	救護施設	介護職員
	更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害福祉サービス事業 共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
2-1(6)	障害福祉サービス事業	主たる業務が介護等である者
	居宅介護を行う事業所	
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	療養介護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	重度障害者包括支援を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
2-1(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
2-1(8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
	第一号訪問事業	
2-1(9)	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
	指定介護予防訪問看護	
2-1(10)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1(11)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1(12)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1(13)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1(14)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1(15)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(16)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
2-1(17)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
2-1(18)	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
2-1(19)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
2-1(20)	指定介護老人福祉施設	介護職員
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
2-1(21)	養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
	その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	
2-1(22)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(23)	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(24)	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(25)	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等)	看護の補助の業務に従事する者であってその主たる業務が介護等の業務である者
2-1(26)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(27)	訪問看護事業	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(28)	国立ハンセン病療養所等	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(29)	家政婦	個人の家庭において就業し、主たる業務が介護等の業務である者
2-1(30)	労災特別介護施設	介護職員
2-1(31)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
2-1(32)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(33)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(34)	身体障害者自立支援を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	生活サポートを行っている施設	
2-1(35)	移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	日中一時支援を行っている施設	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	
	訪問入浴サービスを行っている施設	介護職員
2-1(36)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(37)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1(38)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
2-1(39)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1(40)	介護等の便宜を供与する事業を行う者	使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

